

令和 6 年 9 月 30 日

市政記者クラブ 様

スポーツ市民局スポーツ施設課

担当：鈴木、黒田

(電話 972-3285)

名古屋市スポーツ施設指定管理者候補者の選定結果について

スポーツ市民局所管の枇杷島スポーツセンター始めスポーツ施設13施設について、名古屋市スポーツ市民局指定管理者選定委員会スポーツ施設第1部会の審査結果に基づき、指定管理者の候補者を下記のとおり選定しましたのでお知らせします。

記

1 対象施設（13施設）

スポーツセンター（枇杷島・緑・中村・名東・昭和）、志段味スポーツランド、東山公園テニスセンター、温水プール（鳴海・香流橋・富田北）、冷水プール（中川・守山・山田）

2 指定管理者の候補者及び次点候補者

施 設 名	候 補 者	次点候補者
枇杷島スポーツセンター・ 山田プール	公益財団法人 名古屋市教育スポーツ協会	
緑スポーツセンター・ 鳴海プール	株式会社 J P N	
中村スポーツセンター・ 富田北プール・ 中川プール	公益財団法人 名古屋市教育スポーツ協会	愛知スイミング・ 昭和建物管理共同事業体
志段味スポーツランド・ 香流橋プール・ 守山プール	株式会社 J P N	
名東スポーツセンター	公益財団法人 名古屋市教育スポーツ協会	T A C ・ コ ニ ッ ク ス 共同事業体

昭和スポーツセンター	T A C ・ テルウェル 共同事業体	S K 共同事業体
東山公園テニスセンター	東山の森3Mパートナーズ	

3 指定管理期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和12年 3 月31日まで

4 経過

(1) 選定委員会開催日時

- ・名古屋市スポーツ市民局指定管理者選定委員会

令和 6 年 5 月 7 日(火)午後 2 時00分～午後 2 時10分

- ・名古屋市スポーツ市民局指定管理者選定委員会スポーツ施設第 1 部会

第 1 回 令和 6 年 5 月 7 日(火)午後 2 時15分～午後 3 時00分

第 2 回 令和 6 年 8 月28日(水)書面開催

第 3 回 令和 6 年 9 月 5 日(木)午前10時00分～午後 4 時10分

9 月 6 日(金)午前10時00分～午後 0 時30分

第 4 回 令和 6 年 9 月13日(金)午前 9 時30分～午前11時10分

(2) 名古屋市スポーツ市民局指定管理者選定委員会スポーツ施設第 1 部会 委員(敬称略)

部会長 加藤 義人 岐阜大学客員教授

委 員 湯 海鵬 愛知県立大学名誉教授

委 員 平野佳代子 医療法人継承会 井戸田整形外科名駅スポーツ
クリニック リハビリテーション部 部長

委 員 福谷 朋子 弁護士

委 員 三矢 勝司 名古屋学院大学現代社会学部准教授

(3) 申請団体 (申請順)

施設名	申請団体
枇杷島スポーツセンター・ 山田プール	・ 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会
緑スポーツセンター・ 鳴海プール	・ 株式会社 J P N
中村スポーツセンター・ 富田北プール・ 中川プール	・ 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会 ・ 愛知スイミング・昭和建物管理共同事業体 (株式会社愛知スイミング、昭和建物管理株式会社)

志段味スポーツランド・ 香流橋プール・ 守山プール	・株式会社 J P N
名東スポーツセンター	・公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会 ・T A C ・コニックス共同事業体 (株式会社東京アスレティッククラブ、コニックス株式会社)
昭和スポーツセンター	・T A C ・テルウェル共同事業体 (株式会社東京アスレティッククラブ、テルウェル西日本株式会社 東海支店) ・愛知スイミング・昭和建物管理共同事業体 (株式会社愛知スイミング、昭和建物管理株式会社) ・S K 共同事業体 (シンコースポーツ株式会社 名古屋支店、近鉄ファシリティーズ株式会社 中部支店)
東山公園テニスセンター	・東山の森 3 M パートナース (美津濃株式会社、ミズノスポーツサービス株式会社、公益財団法人名古屋のみどりの協会)

(注) () 内は共同事業体の構成員を表す。

5 審議の経過・議事要旨等

(1) 審議の経過

名古屋市スポーツ市民局指定管理者選定委員会（公開）

部会の設置について決定し、会長及び副会長について決定。また、各部会に属すべき委員及び部会の部会長について決定。

第 1 回スポーツ施設第 1 部会（非公開）

指定管理者候補者及び次点候補者の選定方法（審査項目、審査基準等）の検討及び決定。

第 2 回スポーツ施設第 1 部会（非公開）

スポーツ施設について、第 1 次審査として、各委員による書類審査を実施し、一定の水準にある申請団体を第 1 次審査通過者として決定。

第 3 回スポーツ施設第 1 部会（非公開）

スポーツ施設について、第 2 次審査として、第 1 次審査通過者による提出書類を基としたプレゼンテーション及び各委員との質疑応答を実施し、各委員が申請団体を評価。

また、評価結果に基づき、順位点が最も低くかつ最低基準点を満たしている団体を指定管理者候補者、順位点が次に低くかつ最低基準点を満たしている団体を次点候補者として決定。

東山公園テニスセンターについて、第１次審査として、各委員による書類審査を実施し、一定の水準にある申請団体を第１次審査通過者として決定。

第４回スポーツ施設第１部会（非公開）

東山公園テニスセンターについて、第２次審査として、第１次審査通過者による提出書類を基としたプレゼンテーション及び各委員との質疑応答を実施し、各委員が申請団体を評価。

また、評価結果に基づき、順位点が最も低くかつ最低基準点を満たしている団体を指定管理者候補者として決定。

(2) 議事要旨

別紙１のとおり

6 候補者の提案の概要 12月頃公表予定

7 各申請団体の得点及び得点内訳 別紙２のとおり

8 今後の予定

令和６年11月 指定管理者指定議案を名古屋市会11月定例会に提出
令和７年４月 指定管理者による管理開始